平成２１年（フ）第１２６４１号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目11―52　テラス善行坂Ⅱ106
債務者　松山美恵子（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６４３号
神奈川県大和市西鶴間２丁目６―24―214
債務者　栗林由美子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６４４号
静岡県静岡市駿河区高松２丁目３―10―101
債務者　甲賀　佳織（旧姓新池・嘉茂）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６４５号
兵庫県神戸市灘区土山町８―40―213
債務者　中村まや子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６５３号
福島県安達郡大玉村玉井字北東町93―４
債務者　赤間　昌広
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６５４号
千葉県市川市田尻５丁目７－３―202
債務者　出野上ゆかり（旧姓長友）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６５８号
千葉県船橋市海神町３丁目119―14―318
債務者　宮澤　奈々（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６７２号
東京都新宿区中落合２丁目13―20―106
債務者　小澤　千鶴
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６７６号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉２丁目６―13―404
債務者　江ケ崎芳照
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６８１号
東京都足立区西新井栄町２丁目７－８―205
債務者　千原ひとみ（旧姓宮城・田中）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６８２号
東京都江戸川区西瑞江５丁目13―102
債務者　太田さやか
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９３号
東京都荒川区西日暮里２丁目42―３―207
債務者　横山　利男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９４号
東京都調布市飛田給１丁目４―18―304
債務者　井村真之介
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９５号
東京都調布市飛田給１丁目４―18―304
債務者　井村　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９６号
東京都荒川区荒川３丁目43―４―401
債務者　牧野　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部